

平成28年横瀬町農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 平成28年9月26日(月) 午前10時から10時56分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越 聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第18号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件

第4 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

書記 町田 勝一

7. 会議の概要

議長 本日は、委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第10回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名について、会議規則14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

6番、今井健司委員、7番、木崎泰明委員、ご兩名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第18号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件、議案第19号農地法第5条による許可申請に関する件です。会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間で決定いたしました。

日程第3、議案第18号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 事務局の説明を終了いたします。

引き続きまして、担当委員の説明に移りたいと思います。担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼委員。

平沼推進委員 推進委員の平沼でございます。資料を事務局でつくってもらったので、一応写真入りで説明したいと思います。よろしく申し上げます。

事務局から説明がありました耕作の件でございますが、〇〇番地は、小豆と大豆を耕作されており非常に適正に管理されています。

2番につきましては、〇〇—〇、〇〇—〇、同じく〇〇—〇、〇〇—〇で

ございますが、上は大根とホウレンソウ、白菜等をまいてあります。1番と同じで、よく管理されています。

続きまして、3番でございますが、〇〇—〇、同じく2番、同じく3番、4番、これにつきましてはサツマイモも非常にきれいに植えてありました。非常に適正に管理してあります。

4番の写真ですが、これは国道沿いですが、〇〇—〇番地、大豆等が植えてありました。これも非常によく管理されています。

5番に移りますが、これは町道の一段上になるのですが、クリほか植えてあります。草刈り等も適宜してありまして、非常に管理ができております。

6番になりますが、〇〇—〇、〇〇、〇〇、〇〇—〇番地でございます。これは見てのとおり、大きな畑ではないのですが、里芋の葉っぱが見えると思います。里芋と花等が植えてあります。主に草取り等きれいにしてありました。

7番になりますが、〇〇、〇〇、〇〇Q これは田んぼでございますが、非常に管理がしているところです。

総体的に本当にどこの場所を見ても、農地全部が適切に管理されています。

以上です。

議 長 皆さんも見に行かれたと思うのですがけれども、続きまして補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、岸岡委員をお願いします。

岸岡委員 9番、岸岡です。

先ほど平沼推進委員のご説明あったとおりで、大変にきれいな農地で、きれいな農地経営がされておりまして、むしろ横瀬町でも手本になる農地でございます。また、地域でも農業を一生懸命やっておられます方で、我々の模範となっている方でもございます。したがって、この件に関しては現地については何ら問題ないと判断をいたします。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議 長 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第18号につきましては、証明すること

に賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長

全員賛成です。

よって、議案第18号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件につきましては、証明することに決定いたしました。

続きまして、日程第4、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案19号番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局

〔事務局朗読説明〕

議 長

事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員

図面で説明いたします。

理由書のほかに公図の写し及び現況平面図をごらんください。場所は今事務局の説明があつたとおり、町道〇号線の〇〇橋がありますが、その東側です。建物をつくるということで、見つかったこの申請地、〇〇—〇ですか。現地を確認したところ、境界杭も入り、宅地として利用している状況でございました。特に支障なく、以上でございます。

議 長

続きまして、補助委員の8番、加藤委員、お願いします。

加 藤 委 員

8番、加藤です。

ただいまの平沼推進委員のご説明のとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議

長

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。ございませんか。

〔「なし」〕

議

長

以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第19号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議

長

全員賛成です。

よって、議案第19号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する

る件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、議案19号番号2について、事務局の説明を求めます。
事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。
推進委員の小河推進委員、お願いします。

小河推進委員 推進委員の小河です。議案第19号番号2について、9月18日に申請人の〇〇〇さん立ち会いで、小室委員と申請地〇〇—〇の現地を確認しました。
申請地は稲作で、農作中であり、南側に隣接建物、東側に水田用の水路、北側には隣接した水田があり、西側には用悪水路があります。水路用地について少々気になります。

以上、審議よろしくをお願いします。

議長 休憩します。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時19分

議長 再開いたします。

補助委員の小室委員よりご説明をお願いします。

小室委員 2番、小室です。

小河推進委員と現地の確認をしましたところ、隣接する田もありますけれども、所有者の承諾書も得られていますし、日照の問題もなさそうです。あと、また排水も下水道に流すため、用水の汚染もないと考えられます。

以上で、特に問題はないと思いますので、ご審議のほうよろしくをお願いします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

7番。

木崎委員 事務局から説明がありました。また、推進委員、委員についても説明がありました。確認という意味でお願いしたいのですが、農振農用地から除外されているということで、こんなことはないのだろうと思いますが、私の記憶だと、ここ姿地区については、中山間直接支払いの協定を多分結んでいる部分が多いと思っております。その中で、今回申請されたこの農地は、恐らくその協定の中には入っていないとは思いますが、

もし入っているとすると、その協定の契約から5年間というのは期間が制約されますので、いじれないというような部分になってくると思いますので、その辺、その協定の中からこの土地は除外されているのかどうかを確認の意味でお尋ねしたいと思います。

議 長 事務局。

事 務 局 7番委員さんから、ただいまご質問がありました件についてお答えをさせていただきます。

この土地について、中山間の直接支払いの関係は平成27年3月31日で終了した農地でございます。今回農振農用地について除外したものでございますので、特に支障はございません。

以上でございます。

議 長 7番さん、よろしいですか。

木 崎 委 員 はい。

議 長 他にございませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議 長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第19号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第19号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、議案19号番号3について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河推進委員 議案19号番号3について、9月18日、申請人、〇〇〇〇さんの立ち会いのもと、小室委員と申請地〇〇—〇の現地を確認しました。

申請地は写真にありますが、もう工作物が建ててあり、申請地に沿ってフェンスが囲ってあり、フェンス沿いは道路であり、隣接地には影響が少

ないと思われます。

審議をよろしく申し上げます。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の2番、小室委員、お願いします。

小室委員 2番、小室です。

小河推進委員と現地を確認しましたところ、小河推進委員の説明どおり、特に問題はないと思いますので、ご審査をよろしく申し上げます。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議 長 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第19号番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第19号番号3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第19号番号4について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 平沼です。第19号番号4について、事務局と町田委員と一緒に現地を確認しました。

今事務局から説明があったとおり、〇〇〇〇〇〇の北側です。入り口が少し国道にかかっておりまして、それから東側に用水路があります。現況とも駐車場として使われているようでございました。草等は刈ってありました。

また、周囲に横瀬町でつくった排水路がありまして、特に周囲には影響がないと思います。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助員の4番、町田委員、お願いします。

町田委員 4番、町田です。
推進委員の平沼さんのただいまの説明のとおりでございまして、やむを得ないと考えますので、よろしくをお願いします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。質疑ございませんか。
9番。

岸岡委員 9番、岸岡ですが、現場を見せていただきましたが、ちょっと気になるのは、横の水路が、水路に対しての斜面に土を盛るかと思うのですけれども、その辺の水路等の斜面の構造的なつくり方というのですか、図面みたいなものは事務局では把握しておられますか。

要するに泥が落ちてしまったり、水路が埋まったりというようなことがあってはいけないので、そのあたりを聞かせていただけますか。

議長 事務局。

事務局 9番委員さんのただいまの水路の構造的なものということでございます。今回の場合につきましては、追認で始末書をつけているということでありまして、始末書の中に平成元年のころからということになっていきますと、今からもう20年ぐらいたっておるような状況だと思います。そういうことで、本来つくるのであれば、その図面も事務局で指導しなければいけないのですけれども、今回平成元年につくられたものということになりますと、相当の年月がたっておりますので、その間に台風とかいろんな風雪とか、いろいろな問題があったと思うのですけれども、今まで耐えたということになりますと、今回の場合につきましては、指導というか、もうその現況で許可をするというような状況でございまして、事務局としての指導はしていないところでございます。

以上でございます。

議長 9番。

岸岡委員 現場を見たときなのですが、高さで70センチぐらい高くなるかなという感じと、少しでも土地を広げたいという目的になりますと、コンクリの擁壁か何かつくらないと、泥が流れて水路を塞ぐというような構造にもなるかと思うのですけれども、今の状態ではちょっと危険ではないかという判断をいたしました。その辺のところをもう少しフォローできないでしょ

うか。

議 長 事務局。

事 務 局 9番委員さんの再度のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどは、平沼推進委員さんがおっしゃったとおり、〇〇〇〇番〇の北側に横瀬町のつくった排水路がございます。当地区におきましては、以前から排水路が余りない地区で、ほとんどの家で吸い込み式とか、そういう方法で排水の処理をしていたところでございます。そういう排水が余りよくなかったところで、水路を町で買収してつくったものですから、所有者が横瀬町になっておりまして、この水路につきましては〇〇〇〇の管理のところでございます。そういうことがございまして、もし用地内を施工するような状況になりますと、建設課に公共物使用届とか、そういう占用関係の書類が必要になってくると思います。

また、自分の土地内でやるのであれば、石等を積んでもらってやるということになりますけれども、先ほど9番委員さんが申しあげました70センチの高さということになりますと、倍の高さが手前に戻れば土羽でも特に問題はないのですが、20年間風雪に耐えてきたということになりますと、現状では問題はないのではないだろうかと思います。危険があるようでしたら、〇〇〇と共同で見に行って、指導を仰ぎたいと思います。

以上でございます。

議 長 9番、よろしいですか。

岸 岡 委員 わかりました。ありがとうございます。

議 長 他にございませんか。

〔「なし」〕

議 長 以上で質疑を集結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第19号番号4につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成でございます。

よって、議案第19号番号4 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、議案19号番号5について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 事務局の説明を終了いたします。
続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 第19号番号5につきましては、先ほど4の説明で、〇〇番地の〇、その南側で現地を確認しました。〇〇〇〇さんが製材所として使っており、後ろにちょっとした畑等がありまして、お母さんと〇〇さんの奥さんが草むしりをしている状態にありました。当日〇〇さんは体調が悪いので、会えなかったのですが、製材所はそのときは稼働していませんでした。
以上でございます。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の4番、町田委員、お願いします。

町田委員 町田です。推進委員さんと一緒にご案内をさせていただいて、私も見させていただきました。現状はこういうことで始末書も出ている状況でありますので、やむを得ないという感じはいたします。よろしくお願いします。

議長 以上で担当委員の所見を終了します。
続きまして、質疑に移ります。質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議長 以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。上程中の議案第19号番号5につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。
よって、議案第19号番号5 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。議案第19号番号6、番号7につきましては、関連性がございますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 一括上程させていただきます。
なお、本件につきましては、会議規則第11条の規定により、4番、町田委員、5番、町田委員の退席をお願いします。

〔4番町田恒夫委員、5番町田修一委員退席〕

議長 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

議長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

議案第19号番号6、番号7について、事務局の説明を求めます。
事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河推進委員 議案19号番号6ないし7について、9月の22日、○○○○○○○○の○○
さんの立ち会いで、今井委員と申請地、○○○○番○、○、○、○を現地
確認しました。現状は田で、稲作されておりました。○○○○番○は放牧地
のような感じでした。ここは四方がみんな水路で、道路と水路と囲まれて
おり、用水路に囲まれており、水路の排水の仕方がちょっと気にかかりま
すので、よろしくをお願いします。

審議よろしくお願いいいたします。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、今井委員、お願いします。

今井委員 6番、今井です。

ただいま小河推進委員が説明されたとおりののでございますが、たまた
ま○○さんと隣接する農地、水田の○○さんとお話いたしましたら、こち
らの今回上がっていないのですけれども、隣接する農地についても何か駐
車場として話が進んでいるようなことでしたので、用水路等の問題はない
のかなと感じました。

審議のほどよろしくをお願いします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

7番。

木崎委員 ここで私も疑問を申し上げたところは、推進委員と同じで、本当に現地
を見ると、水路で囲まれた本当の用地ということでございます。ただ、提
出されました添付書類等を見ますと、ここに端末の排水関係が図面どおり

に落とされていないというところで、どこにそのトイレからの、合併槽からの排水を抜くのかとか、そういったものがないので、もし事務局でそういった説明を受けていけば、教えてほしいと思います。

また、公共下水のほうも確認しましたらば、あそこは〇〇川を挟んで農道が2本両側に走っているわけでございますけれども、旧〇〇〇〇〇側には公共下水は通っていますが、申請地のすぐ直近の道路のほうには、まだ公共下水は通っていないというようなことで、排水のほうが心配になっているところがございます。その辺もし話が聞いていけば、説明を受けたいと思います。

また、もう一点、この図面からしますと、4.5メートルの道路が〇〇川、それからあと6メートルでしたか、それが〇〇〇〇〇に通っている道の道幅なのですけれども、これである程度その進入口がその両方向に設けてございますけれども、ある程度のその車の出入り、そういったものを考えますと、ある程度はこの〇〇さんでもそういったものを考えていただいて、交通事故のないような、そんなまた交通渋滞がないようなそういった方法等も検討してもらい必要があるかと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。その2点お願いします。

議 長 事務局。

事 務 局 7番委員さんの2点の質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目、排水関係ですが、申請地に隣接する町道には公共下水道が通っていません。公図で見てもらうとわかるのですが、〇番〇の下のほうに下水のマンホールポンプがございます。そのマンホールポンプから〇〇川の対岸町道にポンプアップしているということでございまして、〇〇さんにもこのマンホールを使ったらと提案もしております。ただ、今回の見積書によりますと、合併浄化槽を設けて排水するので、まだ位置関係等がはっきり決まっていないような状況でございまして、もし〇〇〇と協議して公共下水道に使えるのであれば、公共下水道のほうに入れたいと、〇〇さんも言われております。もしそちらがだめになったとしても、合併浄化槽を使って水路に流せば排水路なものですから、そちらに放流すれば排水の問題は特に支障はないということでございます。

あと2点目、道路なのですけれども、今回の敷地を見ると、東側に4.5メートルの道路、北側に6メートルの道路ということで、開発するについては、6メートル以上の道路にしないと開発ができないということでござい

ますが、今回の場合は3,000平米以下になりますので、特に開発の要件はございません。しかしながら、国道からバス等が出入りすることになりますと、4.5メートルだと厳しいと思います。〇〇としても将来的には、観光バス等も対応できる道にしたいということもありますので、この手前がまだ交渉はされていないようですが、拡幅をしてスムーズな出入りができるように検討されているそうです。

以上でございます。

議長 7番さん、よろしいですか。7番。

木崎委員 ありがとうございます。そうしますと、排水につきましては、公共下水もしくは合併浄化槽、2つの方法があると思いますが、農業用水への影響ないという解釈でよろしいわけですね。ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

9番。

岸岡委員 9番、岸岡です。この隣に3軒の住宅が建っておりますが、この3軒はこの施設ができるに当たっての承諾とかとられて納得された状態で事が進んでおられるのでしょうか。承諾書があるとより確立したものができ、対応もまたしやすくなるかと思えます。その辺の確認がされているかどうか、聞かせていただけますか。

議長 事務局。

事務局 9番委員さんのただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

〇〇側もその3軒に配慮した形をとりたいということで、かねてより事務局は聞いております。場合によりましたら、目隠しフェンス等、3軒に余り影響のないようでお世話になりますという話でございます。農業委員会は、隣接の承諾書は特に求めていません。農地の承諾書は影響が大きいと思われるところはとるようにしているのです。宅地等の影響はもともと宅地になって農業に迷惑をかけたのだから、宅地になれば平等だということになりますので、宅地への承諾書はとっておりません。

以上でございます。

議長 9番さん、よろしいですか。

岸岡委員 ありがとうございます。

議長 他にございませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議 長 以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。上程中の議案第19号番号6、番号7につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。
よって、議案第19号番号6、番号7 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

議案第19号番号6、番号7番の審議が終了しましたので、4番町田委員、5番町田委員の入場を求めます。

〔4番町田恒夫委員、5番町田修一委員着席〕

議 長 4番町田委員、5番町田委員にご報告申し上げます。
ただいまの審議いたしましたところ、議案第19号番号6、番号7については、全員賛成で許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備の点がございましたら議長において整理をさせていただきたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

異議なしと認めます。よってそのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして総会を閉会といたします。

(午前10時56分)